

（目的）

- 第1条 この規程は、学校法人成城学園（以下「本学園」という。）における、公益通報及び公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）への対応に関し必要な事項を定め、本学園の健全な経営、教育研究体制の維持発展及び法令遵守体制の強化に資することを目的とする。
- 2 この規程に定めのある場合のほか、本学園における通報等の取扱いについては、公益通報者保護法の定めるところによる。

（定義）

- 第2条 この規程に定める公益通報とは、本学園の業務に関して法令又は本学園の規則に違反し、若しくは違反するおそれのある行為（以下「法令違反行為等」という。）について、その事実をこの規程に定める窓口に通報することをいう。

（公益通報に関する統括責任者及び通報処理責任者）

- 第3条 本学園に公益通報に関する統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。
- 2 前項にかかわらず、理事長が公益通報の被対象者となる場合等においては、本学園寄附行為第12条第3項を準用し、学園長でない常務理事（以下「常務理事」という。）がその職務を代行する（以下同じ）。
- 3 本学園に公益通報に関する通報処理責任者（以下「通報処理責任者」という。）を置き、常務理事及び法人事務局長をもって充てる。

（通報窓口）

- 第4条 通報等を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を法人事務局に置き、法人事務局に所属する部長及び課長相当職が通報窓口業務を行う。
- 2 前項にかかわらず、本学園が設置する成城大学、成城学園中学校高等学校、成城学園初等学校及び成城幼稚園（以下「各学校」という。）に通報窓口を置くことができる。
- 3 前2項に規定する各学校に通報窓口を設置した場合は、通報窓口業務に従事する者を公表する。

（公益通報対応業務従事者）

- 第5条 通報等に関する業務に従事する者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）は、理事長、常務理事、法人事務局長、内部監査室長、内部監査室員、法人事務局通報窓口業務従事者、各学校の通報窓口業務従事者及び調査業務従事者とする。

（通報等の範囲）

- 第6条 この規程に基づく通報者等の範囲は、次の各号に掲げる者とする。なお、退任及び退職後1年以内、又は派遣及び委託契約満了後1年以内の者もこれに含む。

- (1) 本学園の役員
- (2) 本学園に勤務する教職員
- (3) 労働者派遣契約に基づく派遣労働者
- (4) 委託した業務に従事している労働者
- (5) 各学校に在籍する学生、生徒、児童及び園児（以下「学生等」という。）、並びに学生等について届出のある保証人及び保護者

（通報等の方法）

- 第7条 通報等の方法は、電話、ファクシミリ、電子メール、書面及び面会のいずれかの方法とする。

（通報等の撤回）

- 第8条 通報等を行った者（以下「通報者等」という。）は、通報等を行った後に自らの通報等の内容を撤回する場合、書面により撤回を申し入れることができる。ただし、撤回は、記名での通報等を行った場合のみとする。
- 2 通報等が撤回された場合は、その時点で調査等の対応を全て終了し、以降の対応は行わないものとする。

(通報者等の保護)

第9条 理事長、役員及び教職員は、通報者等に対して通報等を行ったことを理由として、解雇、減給、降格その他不利益な扱いを行ってはならない。

(通報等への対応)

第10条 通報窓口は、通報等の受付後速やかに内部監査室に報告を行う。

2 前項にかかわらず、各学校に設置する窓口が通報等を受け付けたときは、速やかに法人事務局の通報窓口へ、その内容を報告しなければならない。

3 内部監査室長は、直ちに通報等に関する調査の必要性の有無、その他通報等に関する対応を通報処理責任者と協議の上、決定しなければならない。

4 内部監査室長は、通報等において高度の専門性を要すると判断した場合は、通報処理責任者の許可を得た上で、外部の有識者に意見を求めることができる。

5 内部監査室が公益通報の被対象となる場合等においては、事実関係の調査等を通報処理責任者に委ねなければならない。委ねる場合は、この規程の内部監査室長及び内部監査室を通報処理責任者と読み替えて対応する。

(調査委員会の設置)

第11条 内部監査室長は、前条第3項の規定により、通報等に関する調査の必要があると判断された場合、通報処理責任者と協議の上、必要に応じて調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の構成員は、内部監査室長、常務理事、法人事務局長及び関係する各学校の長（以下「学校長」という。）とし、必要に応じて本学園内部及び外部の有識者に意見を求めることができる。

3 委員会の委員長は、内部監査室長又は常務理事若しくは法人事務局長とする。

4 理事等の役員に関する通報等においては、委員会の構成員に監事を加える。

5 第1項の協議の結果、委員会を設置しない場合は、内部監査室が調査を行う。

(調査の実施)

第12条 前条の規定による調査については、通報等があった日から20日以内に開始しなければならない。

2 前条の規定による調査の実施に当たり、委員会又は内部監査室は、調査対象部門の責任者及び当該業務従事者に対し、調査の実施のために必要な関係資料の提出及び事実関係の説明を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び当該業務従事者は、前項の要求があった場合、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第13条 公益通報対応業務従事者は、通報等に関する業務の遂行に当たって、通報者等及び第三者の権利並びに正当な利益を侵害してはならない。

2 公益通報対応業務従事者は、調査に当たって、事実に基づいた調査報告をしなければならない。また通報等に関する範囲の調査のみを行い、通報等の範囲外の調査を行ってはならない。

3 公益通報対応業務従事者その他通報等に関与した者は、職務上知り得た事実を正当な理由なく漏洩してはならない。その職を離れた場合も同様とする。

4 公益通報対応業務従事者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

(報告)

第14条 第11条第1項の規定により委員会を設置した場合は、委員会の委員長は、通報等の処理に当たり、個人情報の保護に配慮しつつ、その状況と調査結果を統括責任者に対して速やかに報告しなければならない。

2 第11条第5項の規定により委員会を設置しない場合は、内部監査室長は、通報等の処理に当たり、個人情報の保護に配慮しつつ、その状況と調査結果を統括責任者及び通報処理責任者に対して速やかに報告しなければならない。

(是正措置等)

第15条 統括責任者は、事実関係の調査の結果、法令違反行為等の存在が確認された場合は、常務理事若しくは法人事務局長又は各学校長と連携し、直ちにその是正措置及び再発防止措置を講じな

ればならない。

2 統括責任者は、調査結果、是正措置及び再発防止措置に関し、法令に定めがある場合のほか必要に応じ関係行政機関等に対して報告を行うものとする。

(不正行為者に対する措置)

第16条 統括責任者は、事実関係の調査の結果、法令違反行為等の存在が確認された場合は、当該行為に関与した者に対し、本学園就業規則に基づく懲戒処分及び契約の解除並びに関係法令に基づく法的措置を行うものとする。

(通報者等の責務)

第17条 通報者等は、不正の目的をもって通報等を行ってはならない。

(通知)

第18条 通報処理責任者は、通報者等に対して、通報等の受理、調査開始の有無、当該通報対象事実の有無、法令違反行為等が明らかになった場合の是正措置を適切に通知することとする。ただし、通報者等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(事後措置)

第19条 内部監査室は、是正措置及び再発防止措置を実施後、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為等の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止措置が機能していること。
- (3) 通報者等への不利益な取扱いがないこと。

(他の規則との関係)

第20条 成城学園ハラスメント防止宣言及びガイドライン、成城学園個人情報保護規程に基づく各措置、成城大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用への対応に関する規程は、当該規則に従って行うものとする。

(準用)

第21条 第6条に定める通報者等の範囲以外の者からの通報等に対しては、この規程を準用する。

(教育研修)

第22条 この規程に関する公益通報対応業務従事者等への教育及び研修は、法人事務局総務部人事課が行う。

(点検)

第23条 公益通報に関する全ての業務が適切に運用されているか点検を行うことがある。

2 前項の点検は、当該の通報等の調査等に関与しない公益通報対応従事者の中から統括責任者が複数名を指名して実施する。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、学園経営執行会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和4年2月24日から施行する。